

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

# 住民税の課税実務 講座

【法人住民税コース 2019年11月21日(木)~22日(金)開催】  
 【個人住民税コース 2019年11月25日(月)~26日(火)開催】

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厳しい財政状況にある各市町村において、基幹税目である住民税の収入は財政運営にも大きな影響を与えます。住民税の安定的な確保のためには、各担当者が住民税にまつわる制度や法知識を正しく理解し、公平な課税を行うと同時に、十分な説明責任を果たすことが納税者の信頼を得ていくために必要不可欠です。

そこで、今回は住民税の課税のための基本的事項を学んでいただきます。また、令和元年度最新の税制改正の留意点についても習得いただきます。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

## 記

日時：【法人住民税コース】2019年11月21日(木)13:00~17:00  
 11月22日(金)10:00~16:00

【個人住民税コース】2019年11月25日(月)13:00~17:00  
 11月26日(火)9:30~16:00

会場：NHK名古屋放送センタービル内教室（名古屋市東区東桜1-13-3）

講師：【法人住民税コース】（公益財団法人）東京税務協会/  
 （元）東京都主税局 大久保 英夫 氏

【個人住民税コース】自治体法務研究所 副代表 /  
 （元）東京都主税局 野木 義昭 氏

参加料(負担金 各コースとも1名につき)：

	負担金
NOMA会員	29,000円 + 消費税
一般	32,000円 + 消費税

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。

折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなった場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。
- ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前~前日までのキャンセルは受講料の30%、開催日当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊(ご参考)：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。

※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます  
 ※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000円~13,000円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

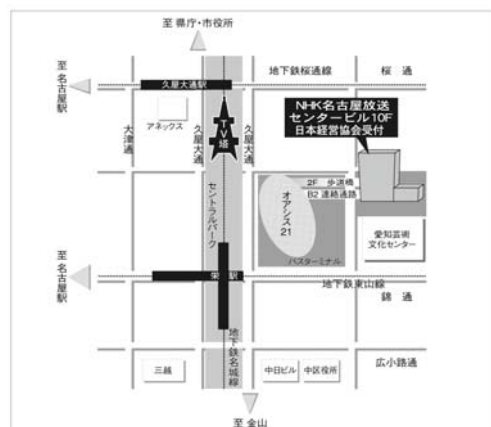
お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当：江尻・里見)

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 HP <http://noma-chubu.jp/>

※お問合せは、平日の9:15~17:15にお願いいたします。

以上



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】

地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分  
 地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分

【中部国際空港より】

名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分  
 ※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

【法人住民税コース】 2019年11月21日(木)13:00~17:00 11月22日(金)10:00~16:00	【個人住民税コース】 2019年11月25日(月)13:00~17:00 11月26日(火)9:30~16:00
<p><b>第1 地方税法総則(更正決定の期間制限等)</b></p> <p><b>第2 通則</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人の種類(公共法人、公益法人等、その他の法人)</li> <li>2. 非課税と減免 (非課税法人、公益法人等の収益事業の取扱い、減免)</li> <li>3. 納税義務者(事務所又は事業所、寮等、法人課税信託の引受を行う個人)</li> <li>4. 事業年度</li> </ol> <p><b>第3 均等割</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税率(標準税率と制限税率、適用時期)</li> <li>2. 税率適用区分(資本金等の額と従業者数、その他)</li> <li>3. 月割計算の方法</li> </ol> <p><b>第4 法人税割</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課税標準 (1) 連結申告法人以外の法人(法人税額の調整) (2) 連結申告法人(個別帰属法人税額の計算)</li> <li>2. 税率(標準税率と制限税率、適用時期) 消費税率引き上げに併せて、2019.10.1以後に開始する事業年度から税率を引き下げる</li> <li>3. 税額控除 [ 特定寄附金税額控除、外国子会社合算税制及び外国税額控除、仮装経理、租税条約に係る法人税更正に伴う控除 ]</li> </ol> <p><b>第5 申告納付、更正・決定等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申告の種類(中間申告、確定申告、修正申告、均等割のみの申告)</li> <li>2. 中間納付額の還付(充当)、還付加算金の計算</li> <li>3. 2以上の市町村において事務所等を有する法人に係る課税標準の分割基準 (1) 事務所等の新設・廃止の取扱い (2) 従業者数の計算 (従業者数の判定日、算定期間中に著しい変動の取扱い)</li> <li>4. 更正の請求</li> <li>5. 更正・決定</li> </ol> <p><b>第6 令和元年度税制改正の主な内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人税割課税標準算定に係る研究開発税制・地域未来投資促進税制の見直し・延長</li> <li>2. 元10.1以後開始事業年度から法人税割の税率引き下げ</li> <li>3. eLTAX 障害発生時の申告期限延長等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人住民税とは</li> <li>2. 納税義務者</li> <li>3. 外国人等と住所の認定</li> <li>4. 非課税</li> <li>5. 均等割</li> <li>6. 所得割</li> <li>7. 各種所得金額の計算</li> <li>8. 各種所得の意義</li> <li>9. 損益通産</li> <li>10. 「純損失」と「雑損失」の繰越控除</li> <li>11. 青色申告制度 (白色申告と青色申告の所得の計算)</li> <li>12. 各種所得控除</li> <li>13. 所得割の算定</li> <li>14. 土地等建物の譲渡に係る分離課税</li> <li>15. 株式等に係る譲渡所得に係る課税の特例</li> <li>16. 先物取引による雑所得等に係る課税の特例</li> <li>17. 税額控除</li> <li>18. 個人住民税の申告</li> <li>19. 賦課及び徴収</li> <li>20. 減免</li> <li>21. 公的年金所得と特別徴収</li> <li>22. 退職所得の課税の特例 (退職所得を複数からもらっている場合の計算方法)</li> <li>23. その他</li> </ol>
<p>(公益財団法人)東京税務協会／(元)東京都主税局 <b>大久保 英夫 氏</b></p> <p>昭和40年 中央大学法学部卒業。同年、東京都主税局江東都税事務所に勤務、その後主税局課税部、資産税部等及び特別区(派遣)において住民税・固定資産税等の課税事務、徴収事務を担当。平成13年東京都退職(墨田都税事務所副所長)。公益財団法人東京税務協会講師で住民税を担当し、現在も非常勤講師で住民税を担当。</p>	<p>自治体法務研究所 副代表／(元)東京都主税局 <b>野木 義昭 氏</b></p> <p>昭和37年中央大学法学部卒業。昭和38年東京都主税局に入職。練馬、台東、中央など各都税事務所において、不動産取得税課税事務、固定資産税課税事務、徴収事務を担当する。平成8年 東京都主税局専門講師委嘱。平成10年東京都退職。財団法人東京税務協会講師を経て、一般社団法人日本経営協会等において研修講師として活躍中。</p>

日本経営協会・中部本部(担当:江尻・里見) 行 (この面をそのままFAXしてください) **FAX(052)952-7418**

日本経営協会会員  一般 (該当する方にレ印を付けてください)

60013834・35 「住民税の課税実務」講座・参加申込書

2019/11.21-22、25-26

ふりがな 団体名		TEL ( ) —	Fax ( ) —	ご派遣責任者(ご連絡担当) 所属・役職名
所在地	〒	氏名		
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験年数	参加コース
			年	<input type="checkbox"/> 法人住民税コース(11/21,22)
			月	<input type="checkbox"/> 個人住民税コース(11/25,26)
			年	<input type="checkbox"/> 法人住民税コース(11/21,22)
			月	<input type="checkbox"/> 個人住民税コース(11/25,26)
<通信欄>				メールアドレス  <ご記入(レ印)のお願い> この講座の開催情報を得た 時期は、講座開催日の <input type="checkbox"/> 半年以上前 <input type="checkbox"/> 3ヶ月～半年前 <input type="checkbox"/> 2ヶ月前 <input type="checkbox"/> 1ヶ月前 <input type="checkbox"/> 2週間前 <input type="checkbox"/> 1週間前～直前

※請求書の宛先についてご教示ください。(  団体名と同じ  その他 宛 )

・3名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・ご記入いただいた情報は、右の目的に使用させていただきます。①請求書発送等の事務処理 ②本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右口をチェックしてください。